# 令和3年度(2021年度)実績

# 精神保健福祉センター所報

(第45集)



熊本県精神保健福祉センター



# 目 次

Ι	センター施設等概要			
1	業務		1	
2	沿革		1	
3	歴代所長		1	
4	施設の概要		2	
5	職員の構成		2	
6	歳入歳出決算状況		2	
7	センター条例〈抜粋〉		3	
I	センター業務概要			
1	企画立案			4
2	技術指導及び技術援助			5
3	教育研修			7
4	普及啓発			10
5	精神保健福祉相談及び記	<b>参療</b>		12
6	組織育成			14
7	依存症対策関連事業			16
8	DV対策支援事業			19
9	思春期精神保健対策事業	業		20
10	自殺対策推進事業			21
11	精神医療審査会			22
12	自立支援医療及び精神障	章害者保健福祉手帳判定会		23
13	ひきこもり地域支援センタ	一事業		24
14	被災者のこころのケア	A和 0 左 7 日喜声《宇士恒》		29
15		令和 2 年 7 月豪雨災害支援) = 担款 末塚東業		30
13	新型コロナウイルス感染症	- 怕談又抜争未		30
Ш	学会·研究会活動報行	<del>-</del>		
1	熊本アルコール関連問題			31
2	熊本精神科リハビリテーシ	- ヨン研究会		31
3	第 56 回全国精神保健福	祉センター研究協議会		31
4	九州ブロック精神保健福祉	上センター所長会議及び研究協議会		31
IV	資料			
精礼	伸保健福祉センター運営要	領		32

本書中の実績は特に断りのない限り、令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から令和 4 年(2022 年)3 月 31 日のデータです。

# I センター施設等概要

#### 1 業 務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設です。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく「精神保健福祉センター運営要領」におけるセンターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進,精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、下記の業務を行っています。

なお、平成24年(2012年)4月からは熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本市にも「こころの健康センター」が 設置されました。これにより、熊本市在住の方はこころの健康センターで、熊本市以外に在住の方は精神保健福祉センターで対応することとなり、利便性の向上や、相談・支援体制の強化が図られています。

また、平成28年(2016年)4月の熊本地震直後から、災害派遣精神医療チーム(DPAT)や同年10月に設置された「熊本こころのケアセンター」と連携・協働しながら、被災者のこころのケアの支援等を行っています。

令和2年7月豪雨時にも災害派遣精神医療チーム(DPAT)としての活動や、DPAT活動終結後も熊本こころのケアチームを立ち上げ、被災者のこころのケアや支援者への支援も継続的に行っています。

- 1)企画立案
- 2)技術指導及び技術援助
- 3)教育研修
- 4)普及啓発
- 5)精神保健福祉相談及び診療
- 6)組織育成
- 7)依存症対策事業
- 8)DV対策支援事業

- 9) 思春期精神保健対策事業
- 10)自殺対策推進事業
- 11)精神医療審査会の審査に関する事務
- 12)自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の判定
- 13)ひきこもり地域支援センター事業
- 14)被災者のこころのケア
- 15)新型コロナウイルス感染症相談支援事業

# 2 沿 革

昭和 38 年(1963 年)	10月17日	熊本県精神衛生相談所開設(県中央保健所内)
昭和 46 年(1971 年)	9月30日	熊本県精神衛生センター設置条例制定(条例第60号)
昭和 47 年(1972 年)	4月 1日	熊本市水道町 9 番 16 号に新築、開設
昭和 47 年(1972 年)	6月17日	保険医療機関として指定(熊公 197)
昭和 56 年(1981 年)	2月 5日	3階増築工事竣工(教育研修部門)
平成 元年(1989年)	4月 1日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成 7年(1995年)	7月 1日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更
平成 23 年(2011 年)	1月 4日	熊本市月出3丁目1番120号(旧保育大学校)に移転
平成 27 年(2015 年)	4月 1日	熊本県ひきこもり地域支援センターを設置
令和 3年(2021年)	4月 1日	総務課及び相談課創設

## 3 歴代所長

初	代	藤田	英 介	昭和 47 年(1972年)4 月	$\sim$	昭和 50 年(1975年)3 月
=	代	有 働	信 昭	昭和 50 年(1975年)4 月	~	昭和 54 年(1979年)3 月
Ξ	代	南	龍 一	昭和 54 年(1979年)4 月	~	平成 5年(1993年)3月
四	代	児 玉	修	平成 5年(1993年)4月	~	平成 9年(1997年)3月
五	代	中田	榮 治	平成 9年(1997年)4月	$\sim$	平成 12 年(2000 年)3 月
六	代	舛 井	幸 輔	平成 12 年(2000 年)4 月	~	平成 15 年(2003年)3 月
七	代	中 島	央	平成 15 年(2003 年)4 月	~	平成 24 年(2012年)3 月
八	代	児 玉	修	平成 24 年(2012年)4 月	~	平成 25 年(2013年)3 月
九	代	山口	喜久雄	平成 25 年(2013年)4 月	~	平成 30 年(2018年)3 月
+	代	富田	正 德	平成 30 年(2018年)4 月	$\sim$	

#### 4 施設の概要

○位 置 熊本市東区月出3丁目1番120号

○名 称 熊本県精神保健福祉センター

○敷 地 4.440.37 ㎡

○建物(鉄筋コンクリート)

本館 倉庫 1階 838.217㎡ 1階 366.617㎡ 2階 597.915㎡

延 1436.132 ㎡ 延 366.617 ㎡

電話 096-386-1255(業務用) 096-386-1258(手帳・自立用)

096-386-1166(相談用) 096-386-5310(精神医療審査会用)

FAX 096-386-1256

住所 〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120

< ホームページ>

URL http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/40/

メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp

#### 5 職員の構成

令和 3 年(2021年)3 月末現在

区分	医師	事務	心理士	保健師	医療技術員	電話相談員	ひきこもり支援 コーディネーター	ひきこもり支援 市本等支援員	計
職員(常勤)	1	5	2	2					10
会計年度 任用職員		5		1	1	8	1	1	17
特別職 非常勤職員	7								7
計	8	10	2	3	1	8	1	1	34

※職員(常勤)の事務のうち1名は育休代替臨時職員 ※別途各種相談業務対応を9名(報償費支出)に依頼

# 6 歳入歳出決算状況

(1) 歳 入 1,167,355円 使用料及び手数料 311,795円 諸収入 855.560円

(2) 歳 出

(乙) 咸	<u> </u>					
科目	计管据		内 訳			備考
件日	決算額	衛生費	民生費	総務費	教育費	141.5
(項)		公衆衛生費他	社会福祉費	総務費	教育費	
(目)		公衆衛生総務費他	社会福祉施設費			
(計)	53,084,411	53,022,168	25,555	36,355	333	
報酬	25,249,914	25,249,914				会計年度任用職員 20 名、委員 15 名分
職員手当	3,612,172	3,612,172				会計年度任用職員 12 名分
共済費	3,088,562	3,053,169		35,393		会計年度任用職員 12 名分
報償費	11,245,740	11,245,740				研修会講師謝金、相談員等謝金、文書料
旅費	1,910,585	1,908,735	555	962	333	普通旅費及び費用弁償
需用費	4,188,780	4,165,780	23,000			庁舎維持費、消耗品等
役務費	955,816	955,816				電話代、郵便料等
委託料	2,228,827	2,228,827				庁舎管理業務等
使用料及び 賃借料	194,527	194,527				各種機器リース料・施設使用料、高速料
備品購入費	305,700	305,700				備品購入費
負担金、補助 及び交付金	173,999	171,999	2,000			熊本県精神科病院協会費等

昭和 46 年(1971 年)9 月 30 日 熊本県条例第60号

#### 熊本県精神保健福祉センター条例

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行 うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 6 条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」とい う。)を熊本市に置く。

(組織)

精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。 第2条

(所長)

所長は、知事の命を受け、精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮 第3条

監督する。

(使用料)

診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。 第4条 2

前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)第

1号及び第2号の規定により算定した額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第5条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することがで

きる。

(雑則)

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。 第6条

<参考> 熊本県手数料条例(平成 12 年(2000 年)3 月 23 日公布、熊本県条例第 9 号)第 2

条に定める手数料の額

641 熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付 手数料 1 通につき 790 円

642 熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付 手数料 1 通につき 630 円

(令和元年(2019年)10月1日~)

# Ⅱ センター業務概要

# 1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っています。

#### 1 熊本県精神保健福祉審議会(所長は行政関係委員)

No.	期 日	審	議	等	内	容	参加委員
1	開催なし						

# 2 熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会

精神障がい者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療体制のあり方について平成8年度(1996年度)から検討が重ねられ、平成10年(1998年)1月1日から「熊本県精神科救急医療体制整備事業」を、平成24年(2012年)9月1日から「熊本県精神科救急情報センター事業」を、熊本県精神科病院協会(現:熊本県精神科協会)に委託して実施しています。

精神科救急医療体制の円滑かつ適正な運営を図るために、本委員会を平成9年度(1997年度)より設置。健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課所管。

No.	期 日	協議等内容	参加委員
1	令和4年2月1日	精神科救急医療体制整備事業について 前年度の措置入院実績について	19

# 2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

# 〇 活動実績

				技術指導	導·技術援助			
業務			-ス処遇			関係機関事業		
事業名	来所	電話等	検討会	アウトリーチ	来所	電話等	出張分	計
	件数	件数		件数	件数	件数	件数	
一般事業		13	1	8	60	292	55	429
思春期		4			2	4		10
アルコール		26	2		6	25	1	60
薬物		4			3	20	4	31
ギャンブル		3			2	15	1	21
ゲーム	1	4				2	7	14
社会復帰		3		1		1		5
こころの健康づくり		38			6	18	1	63
老人精神保健		3						3
自殺関連		9			2	33	4	48
犯罪被害						1		1
災害		9			1	16	2	27
=1	1	115	3	9	82	427	75	710
計		12	28			586	•	712

1 個別ケース・関係機関事業についての技術指導・援助(来所、電話等、検討会、アウトリーチ) 関係機関の個別のケース・関係機関事業について、技術指導・援助した件数を各区分毎に計上。

			技	術指導·援	受助(個別ケ	ース分: 来	·所·電話·	事例検討·	アウトリーチ	·)(延件数	枚)		
	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の 健康づくり	老人 精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	計
保健所	3	1	5	1		2		5	1			1	19
市町村	3	3	7	1	2	1		14	1	8		10	50
福祉事務所	3							1					4
医療施設	1		6	1	1		2	3	1				15
老人関係施設													0
社会福祉施設				1				1					2
その他	5		10			2	2	14		1		4	38
計	15	4	28	4	3	5	4	38	3	9	0	15	128

# 2 関係機関の事業等への技術指導・援助(来所、電話等)

関係機関への技術指導・援助した件数を関係機関分類毎に計上。

					技術指	導·援助(	関係機関事	¥分)(3	延件数)				
	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	計
保健所	307	2	3	1				4		4		5	326
市町村	1	1	1	2	1			4		14		3	27
福祉事務所													0
医療施設	35		14	1				5		2			57
老人関係施設													0
社会福祉施設	1		2		1								4
その他	8	3	11	19	15	2	1	11		15	1	9	95
計	352	6	31	23	17	2	1	24	0	35	1	17	509

# 3 関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

関係機関の主催する会議や研修会等の事業等について、センター職員が関係機関に出張し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

10/c/190													
		1人间1日年1人以八大小八大小八大小八大小八大小八大小八大小八大小八大小八大小八大小八大小八大小八											
	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人 精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	計
保健所	55									2			57
市町村			1							2		2	5
福祉事務所													0
医療施設						7							7
老人関係施設													0
社会福祉施設													0
その他				4	1			1					6
計	55	0	1	4	1	7	0	1	0	4	0	2	75

# 3 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っています。研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画しています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

#### 〇 活動実績

		修会(講習 対象者毎	
	件数 (回)	延日数	延参加者数
一般事業			
思春期	5	5	261
依存症全般	9	9	508
社会復帰	2	2	58
心の健康づくり	6	6	54
老人精神保健			
自殺関連	9	9	623
犯罪被害			
災害	15	16	291
計	46	47	1,795

#### 1 地域精神保健福祉対策研修

地域精神保健福祉担当者研修会 ※新型コロナウイルス感染拡大のため中止

2 地域精神保健福祉専門技術研修 (本項目については、「14 被災者のこころのケア」に掲載) 災害時のこころのケア研修会:災害時に支援者が住民のこころのケアに適切に対応するため実施

## 3 精神保健課題研修

(1) 思春期精神保健対策専門研修会(「9 思春期精神保健対策事業」の項に掲載)

毎年、学校が夏休みの期間に県内の医療・保健・福祉・教育等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できるよう研修会を開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため研修会の開催が困難な状況でした。その中で開催方法を検討し、「依存症・思春期精神保健対策研修会」として依存症対策を兼ねてオンラインでの開催としました。

#### (2)ひきこもり対策研修

\*詳細は、「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

#### (3)措置入院者退院支援事業研修

保健所保健師が、精神障がい者の障害特性を理解し実践能力を身につけ、措置入院者への地域定着に向けた支援ができるよう知識と技術の向上を図る。

1. 10月21日(木) 参加者20名

内容:統合失調症の最新治療について

講師:熊本県こころのケアセンター所長 矢田部 裕介

2. 11月24~25日、12月1~2日 参加者 11名

実習場所: 菊陽病院(急性期病棟、隔離 OT、その他の施設、デイケア、外来など)

# (4)依存症の治療に関わっているスタッフミーティング(オンラインにより開催)

県下で依存症治療を行っている精神科医療機関の看護師、精神保健福祉士、心理士等のスタッフや他の関係 機関スタッフを対象に開催しています。

各回、医療機関が持ち回りで企画し、治療状況や取組みなどの情報提供、自助グループとの交流などを通じ、依存症治療に係るスタッフの研修及び情報交換の場となっています。コロナ禍により対面開催を控えて今年度はオンライン開催としました。

期日	担当医療機関	内容	参加人数
4月22日(木)	精神保健福祉センター	①依存症専門医療機関、治療拠点機関について ②精神保健福祉センター、熊本市こころの健康センター 事業概要 ③参加機関情報交換	48
6月10日(木)	精神保健福祉センター	①SBIRTSとは ②依存症回復と自助グループについて体験談から学ぼう	58
8月12日(木)	救護施設 真和館	講演「アルコール依存症回復支援羅針盤~真和館が目 指している回復手法~」	51
10月14日(木)	城ケ崎病院	①城ケ崎病院の取組紹介 ②講演「アルコール依存症あれこれ〜私の経験から〜」 熊本大学大学院生命科学研究部 朴 秀件准教授	46
2月10日(木)	県立こころの医療セン ター	①県立こころの医療センターARPの紹介 ②講演「感情について雑談」 県立こころの医療センター 濵元 純一 院長	42

## 4 普及啓発研修

# (1)地域精神保健福祉医療担当者自殺対策企画研修会

期日	会場	内容	参加人数
2月17日(木)	オンライン開催	コロナ禍のメンタルヘルスと若年層の自殺対策 熊本大学保健センター助教 長岡 舞子医師 熊本地震後・令和2年7月豪雨後のこころのケアの現状と課題 医療法人信愛会 玉名病院 熊本こころのケアセンター所長 矢田部 裕介医師	16

#### (2)自殺対策関係講話

期日	期 日 開 催 場 所	
7月 7日(水)	熊本県立大学 対象:熊本県立大学3年生 地域福祉論選択者	約202名
7月 9日(金)	熊本県立大学 対象:熊本県立大学3年生 地域福祉論選択者	約202名
8月 4日(水)	八代市教育委員会ゲートキーパー研修 対象:小·中学校教諭	40名
8月 6日(金)	玉名工業高校ゲートキーパー研修 対象: 玉名工業高校教諭	70名
11月 1日(月)	上益城教育事務所臨時管理職研修会 対象:小中学校校長·副校長	36名
12月27日(月)	矢部中学校自殺予防対策講話 対象:教諭	20名

# (3)自死遺族支援に関する研修会及び交流会

期日	名 称/会 場	内容	参加人数
10月15日(金)	自死遺族支援者研修会 熊本県民交流館パレア	「生きたかったのに、生きてほしかったのに〜当事 者のそれぞれの想いから支援の在り方を考える〜」 はつかいち法律事務所 弁護士 佃 祐世 氏	25
10月16日(土)	自死遺族交流会 熊本県民交流館パレア	自死遺族交流会	4

#### (4)ゲートキーパー養成研修

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインに気づき、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより、地域の自殺予防を推進することを目的として、研修会を開催しています。

#### ①ゲートキーパー養成研修(5.5 時間コース)

期日	開催場所	参加人数
12月15日	水俣保健所	15
12月17日	精神保健福祉センター	15

#### ②ゲートキーパー講師養成研修会

当センターが実施しているゲートキーパー養成研修パッケージについて、実際の講義・演習の進め方を学び、 今後講師として活動できる人材養成として、講師養成研修を開催しています。

期日	講師	開催場所	参加人数
開催なし			

#### (5)職場のメンタルヘルス研修会

地域、職場、家庭におけるメンタルヘルスの重要性について認識を深め、こころの健康づくりの向上を図ることを目的として、公共社団法人熊本県精神保健福祉協会と共催により開催しています。

期日	講師	開催場所	参加人数
開催なし			

# 4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識や精神障がい者の権利擁護等について、様々な媒体を通して普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して、専門的立場から協力、指導及び援助を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

# 〇 活動実績

業務	普及啓発 (講習会・座談会等)			
事業名	件数	延日数	延参加者数	
一般事業				
思春期				
依存症全般	35	35	114	
社会復帰	12	12	1	
心の健康づくり				
老人精神保健				
自殺関連	7	7	21	
犯罪被害				
災害				
計	54	54	136	

#### 1 普及啓発

精神障害者(家族)に対する教室等(開催場所:精神保健福祉センター、各保健所)

事業名	対 象	期日	参加人数	啓発等内容
依存症家族ミーティング	「7 依存症対策関連事業」の項に詳細を掲示			
依存症回復支援プログラム「KUMARPP(クマープ)」	「7 位	衣存症対策関	]連事業」のユ	項に詳細を掲示
自死遺族グループミーティング「かたらんね」	自死遺族	5月 5日 7月29日 9月30日 11月25日 1月27日 3月24日	2 3 3 4 3 2	交流会
自死遺族講演会	「3 教育研修」の項に詳細を掲示			
ひきこもり本人の集い ひきこもり家族セミナー	「13 ひa	きこもり地域さ	え援センター 掲示	事業」の項に詳細を

# 2 リーフレット等の普及啓発資料の作成

No.	発行日	普及啓発資料	
1	6月	自殺予防リーフレット(つなぐ+kumamoto)	増刷
2	2月	アルコール関係健康障害等普及啓発用パンフレット	増刷
3	3月	こころの健康問題への啓発用リーフレット(発達障害〜職場における理解と支援)	購入

# 3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期日	主 催	名称	会 場	参加人数
開催なし	精神保健 福祉協会			

# 4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しを行っています。 平成 31 年度(2019 年度)の貸し出し状況については、以下のとおりです。

	種   目	利用件数(延べ)	
	一般精神保健福祉関係	35件	
	アルコール関係	4件	
ビデオ DVD	老人保健福祉関係	0件	
	思春期保健福祉関係	0件	
	薬物保健福祉関係	5件	
		計 44件	

# 5 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは保健所及び関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行っていますが、このような複雑困難な事例に限らず必要に応じて対応しています。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっています。

相談の形態は大きく来所相談と電話相談に分かれますが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、対応するよう努めています。その他、訪問指導や当事者の集いの場の提供を行っています。

- ※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載
- ※こころのケアチームの相談件数等については「14 被災者のこころのケア」の項に掲載

#### 1 相談等の概要

#### (1)来所相談体制

相談スタッフは、センター職員及び非常勤職員等(精神科医師、心理職)で対応しています。相談は予約制をとっていますが、緊急時の相談はこの限りではありません。

#### (2)電話相談体制

8人の電話相談専門の会計年度任用職員を配置し、専用の回線で受理しています。そのほか、職員も対応しています。(受付時間は9時から16時まで)

# 2 相談等の件数について

(1)来所(アウトリーチ含む)・電話の相談件数

		来所(延件数)	電話(延件数)
1	老人精神保健	2	55
2	社会復帰	2	49
3	アルコール	23	168
4	薬物	16	133
5	ギャンブル	22	91
6	ゲーム	9	24
7	思春期	8	172
8	心の健康づくり	57	1,679
9	うつ・うつ状態	11	892
10	摂食障害	1	6
11	てんかん	0	2
12	その他	85	3,526
	計	236	6,797

# (2)来所相談(アウトリーチ含む)の状況

# ○ 月別の相談状況(延べ人数)

	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2 月	3 月	計
新規·年度新	14	15	18	14	18	13	13	8	18	8	13	14	166
延件数	17	19	23	20	25	17	19	11	25	11	21	21	236

# ○ 男女別の相談状況(延べ人数)

	一般	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム
男	50	3	15	14	20	9
女	35	5	8	2	2	0

社会復帰	こころの 健康づくり	老人精神保健	うつ うつ状態	摂食障害	てんかん	計
1	21	0	4	0	0	137
1	36	2	7	1	0	99

# 〇 新規相談者(年度新を含む)の年齢状況(実人数)

	0~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	不詳	計
男	6	21	39	40	15	12	4	137
女	4	16	23	20	11	20	5	99
計	10	37	62	60	26	32	9	236

# ○ 新規相談者(年度新を含む)の住所地(実人数)※管轄する保健所ごとに分類

- 171770		×-171 U	I 0 /	12771	() ()	·/ · · · · · · ·		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	/3 //	•				
	熊本市	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	不詳	計
男	32	14	3	13	6	37	10	10	0	6	4	1	1	137
女	15	7	2	19	4	18	12	9	2	3	5	3	0	99
計	47	21	5	32	10	55	22	19	2	9	9	4	1	236

# (3)電話相談の状況

# 〇 男女別の相談数(延べ数)

男	女	不詳	計
3,566	3,214	17	6,797

# ○ 月別の相談状況(延べ数)

	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規・年度新	233	185	205	177	210	225	190	178	163	162	145	154	2,227
継続	344	357	394	413	384	391	392	376	382	378	328	431	4,570
計	577	542	599	590	594	616	582	554	545	540	473	585	6,797

# ○ 新規相談(年度新を含む):相談者の年齢状況

年代	0~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	不詳	計
男	71	110	120	111	80	97	411	1,000
女	71	102	119	116	90	123	589	1,210
不詳	4	0	1	0	0	1	11	17
計	146	212	240	227	170	221	1,011	2,227

# 6 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要です。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

※ひきこもり支援に係る活動実績については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

#### 〇 活動実績

O 7 H 20 2 C 11	<u> </u>											
		組織育成										
	患者会	家族会	断酒会等	職親会	ボランテ ィア会	精神保健 福祉協会	その他	計				
支援件数	7	0	0	0	0	0	4	11				

業務事業名	組織育成 (支援) 延件数	参加者延数
一般事業		
依存症全般	11	367
社会復帰		
こころの健康づくり		
災害		
計	111	367

#### 1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和 46 年(1971 年)9 月に 5 つの病院家族会から出発しました。平成 2 年(1990 年)7 月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉会連合会」となっています。さらに、平成 25 年(2013年)4 月には、一般社団法人に移行し、「一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会」となりました。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力しています。

No.	関係組織	期 日	関係事業等名	育成·支援内容	参加者数
1	精神障害者福祉会連合会	令和3年度(2021年度) は開催なし	家族大会(開催なし)		_
2	精神障害者福祉会連合会	令和3年度(2021年度) は開催なし	ふれあいピック(開催なし)		_

#### 2 当事者及び家族グループ

#### (1)断酒会·AA

熊本県断酒友の会は、アルコール依存症者とその家族で構成されている自助グループです。11 か所の支部で、支部 月例会、夜間例会、家族例会が開催されています。

AA(アルコホーリクス・アノニマス)は、県下に6グループがあり、コロナ禍になりオンラインミーティングも取り入れ、アルコールを必要としない生活を送るためのミーティングが開かれています。当センターでは、周年行事であるオープンミーティングの開催を関係機関に周知したり、講師派遣をするなど、組織の育成援助を行っています。平成30年(2018年)10月より、家族(アラノン)のミーティングは休止中です。

#### (2)薬物依存症

NA(ナルコティクス・アノニマス)は 1 会場でミーティングが開かれています。また、家族(ナラノン)のミーティング(1 会場)も開かれています。

#### (3)ギャンブル依存症

GA(ギャンブラーズ・アノニマス)は、県下6会場でミーティングが開かれています。また、家族(ギャマノン)のミーティングは 2 会場で開かれています。

#### 〇断酒会·AA·NA·GA 等の育成·支援

No.	関係組織	期日	関係事業等名	育成·支援内容	参加者数
1	GA熊本	令和3年6月18日	22周年オープンスピーカーズミーティング	関係者として挨拶、出席	93
2	AA熊本	令和3年9月5日	第31回AA熊本地区オープン スピーカーズミーティング	関係者として挨拶、出席	156
3	アメシスト	令和3年12月5日	34回アメシストの集い	関係者として挨拶、出席	13

断酒会に関しては、断酒会会員を精神科医療機関の院内ミーティングに酒害相談員として派遣し、事業協力することを通して断酒会などの育成援助を行っています。

#### (4)DV被害者(女性)グループミーティング

DV被害者女性が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを開催しています。

当事者が自由に語り合う場ですが、二次被害を防ぐため、臨床心理士・保健師等がファシリテーターを務めています。 参加者数は年々減少し、今年度の参加者総数は、1名でした。

# 3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を受講した人を中心に、自主的なボランティアグループが結成され、地域生活支援センターなど精神障がい者が地域で過ごす場所でボランティア活動が展開されています。

#### 4 精神保健福祉協会

精神保健福祉協会は、こころの健康を広く呼びかけ、精神保健の正しい知識の普及と、障害者への理解を深めることを願って設立され、講演会・研修会や心の健康フェスタ・障がい者作品展示事業開催等の啓発活動の他、ボランティアの電話カウンセラーによる年中無休の電話相談「熊本こころの電話」を実施しています。 当センターでは、所長が協会の理事としてその運営に協力しています。

#### 5 その他

No.	関係組織	期日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	熊本アルコール関連問題 学会	6月16日(水) 11月27日(月)	理事会 第36熊本アルコール関連問題 学会	事務局補佐事務局補佐	32 57回 (88名)
2	熊本DARC	6月10日(木)	理事会	理事会出席	13

# 7 依存症対策関連事業

#### 1 依存症相談拠点、依存症専門相談員事業

本県では、平成 28 年(2016 年)熊本地震の影響から被災者の飲酒リスクが高まることが懸念されていることから、平成 29 年(2017 年)11 月より依存症専門相談支援事業を開始しました。平成 30 年度(2018 年度)からは依存症専門相談員を増員し、アルコールに留まらず薬物、ギャンブル、ネット、ゲーム、買い物依存にも相談対応しています。依存症専門相談員は、依存症を専門とする医療機関の精神保健福祉士や看護師、熊本ダルク、熊本クレ・サラ被害をなくす会、熊本どんぐりから派遣していただいています。

平成31年3月には熊本県より依存症相談拠点に指定され、依存症専門相談員による経験豊富な支援を提供するだけでなく、関係機関との連携と専門的な技術支援にも力を入れています。

#### 2 電話相談 来所相談

依存症の専門相談は、依存症専門相談員の他、精神科医、保健師、臨床心理士、公認心理師などが対応。センター職員だけでなく、精神科医や依存症専門相談員が相談を受けることで、薬物、アルコール、ギャンブル、ゲーム、買い物、クレプトマニア(窃盗症)など、様々な依存に関する相談に対応しています。必要に応じて医療機関、社会資源に繋いでいきます。

#### ①アルコール関連問題相談

	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	15	19	12	12	15	17	6	8	13	18	4	16	155
来所相談	3	4	3	2	3	3	1	1	0	2	1	1	24
計	18	23	15	14	18	20	7	9	13	20	5	17	179

#### ②薬物関連問題相談

	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3 月	計
電話相談	26	9	8	20	5	6	9	2	4	11	6	5	111
来所相談	1	0	0	1	0	1	3	1	4	5	0	2	18
計	27	9	8	21	5	7	12	3	8	16	6	7	129

#### ③ギャンブル関連問題相談

	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	6	10	0	7	7	5	11	3	4	5	7	5	70
来所相談	1	3	1	0	6	2	2	0	3	1	1	1	21
計	7	13	1	7	13	7	13	3	7	6	8	6	91

#### ④ネット依存(ゲーム)問題関連相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 月	計
電話相談	1	0	2	4	3	2	0	1	1	1	2	2	19
来所相談	0	0	0	1	2	1	0	0	0	2	1	0	7
計	1	0	2	5	5	3	0	1	1	3	3	2	26

#### 3 依存症回復支援プログラム(KUMARPP)

薬物依存症当事者向けの回復支援プログラムである「SMARPP」を元に作成したプログラムを実施しています。月2回、年間23回開催し、延べ参加者数は72名でした。

	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 月	計
人数	5	5	8	7	2	5	10	3	3	8	7	9	72

#### 4 依存症家族ミーティング

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関して、まず家族が正しい知識を持つこと、家族同士が苦労や悩みを語り情報共有することにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成 4 年(1992 年)1 月からアルコール家族教室を開催してきました。平成 6 年度(1994 年度)より名称をアルコール家族ミーティングに、平成 23 年度(2011年度)からは依存症家族ミーティングに変更し、アルコールのみから薬物やギャンブル等の家族も対象に拡大しました。

今年度は毎月第3金曜日の午後に開催し、12回開催しました。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 月	計
アルコール													0
薬物	3	1	3	4	1	3	4	4	4	4	1	3	35
ギャンブル		2		1				1			1		5
ネット・ゲーム											1		1
計	3	3	3	5	1	3	4	5	4	4	3	3	41

#### 5 依存症家族支援プログラム(KUMAFT)

平成 29 年度(2017 年度)から、依存症家族支援プログラムを開始しました。アルコールの他、薬物・ギャンブル等、依存症問題を抱える方のご家族のためのプログラムです。依存症への理解を深め、効果的なコミュニケーションやご家族にできる対応などについて学び、実践するグループです。今年度も 1 クール 6 回を年 2 クール予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で受講希望者が最小開催人数に満たなかったため開催は中止としました。

#### 6 地域版依存症相談会

当センターへの来所相談が困難な遠隔地を対象に、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の家族支援を目的として、4 保健所にて計 5 回地域版依存症家族ミーティングを開催していましたが、令和 2 年度より個別相談会に変更しました。下表の相談会以外にも、来所困難な遠方のご相談には、お住まいの地域にある保健所や役場にて、担当職員も同席して9 件の出張個別相談を実施しました。

	開催日	開催場所	参加人数
1	6月24日(木)	八代保健所	3
2	8月23日(木)	有明保健所	3
3	10月28日(木)	人吉保健所	0
4	12月23日(木)	八代保健所	0
5	2月24日(木)	天草保健所	0

#### 7 酒害相談員活動

昭和 50 年(1975 年度)から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいます。今年度は、コロナ禍により予定していた院内断酒会が中止になった医療機関もあり、院内への外部からの立ち入りが困難な時期もあったことから、オンラインで院内ミーティング会場と酒害相談員をつなぐ形式も取り入れ、4 医療機関で 7 回の活動を実施しました。

#### 〇各病院 院内ミーティング等の育成の援助

	医療機関名	活動予定	活動回数	事業名等	参加数
1	あおば病院	2	2	アルコール依存症院内ミーティング	16
2	益城病院	2	2	アルコール依存症院内ミーティング	63
3	有働病院	2	2	アルコール依存症院内ミーティング	7
4	城ケ崎病院	2	0	アルコール依存症院内ミーティング	0
5	向陽台病院	1	1	アルコール依存症院内ミーティング	6
	計	9	7	計	92

#### 8 依存症の治療に関わるスタッフミーティング(「教育研修」の項に詳細を掲示)

関係職員の研修、ネットワーク構築の場として、各病院等に参加を呼びかけています。今年度は245名の参加がありました。

## 9 熊本保護観察所との連携強化

KUMARPPの実施に伴い、熊本保護観察所と連携しており、熊本保護観察所の事業にも協力しています。

期日	内容	参加人数
8月5日(木)	薬物問題を抱える家族に対する引受人会	17
10月7日(木)	薬物問題を抱える家族に対する引受人会	22
3月11日(金)	薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援に関する連絡協 議会	18

#### 10 普及啓発事業

例年、依存症に関する知識の普及を目的に、支援者を対象とした「依存症支援者研修会」を開催しています。

	期日	会 場	内容及び講師	参加人数
1	9月10日(金)	オンライン	「ギャンブル依存症の回復支援」	55
			菊陽病院 医師 尾上 毅 氏	
			精神保健福祉士 村上幸大 氏	
2	10月27日(木)	オンライン	「職場で知っておきたい依存症(アルコール、ギャンブ	94
			ル等)の知識」	
			精神保健福祉センター 所長 富田正德	
			菊陽病院 医師 尾上 毅 氏	
			看護師 小橋 真路 氏	
			精神保健福祉士 村上 幸大 氏	
3	1月 8日(土)	熊本県庁	「生きづらさの支援としての依存症治療」	64
		地下大会	埼玉県立精神医療センター	
		議室	副病院長 成瀬暢哉 氏	
4	1月22日(日)	熊本県医	「産業医必見!職場における依存症対策」	50
		師会館	精神保健福祉センター 所長 富田正德	
			益城病院 医師 松永哲夫 氏	

# 8 DV対策支援事業

精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために(1)DV被害者のカウンセリング及び(2)DV被害女性のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで(3)DV加害者相談を行っています。

#### 1 事業の内容

(1)DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施しています。 目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取り戻し、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することです。

(2)DV被害女性グループミーティング

平成 16 年(2004 年)4 月から臨床心理士や保健師等が担当し開催しています。目的は、個別カウンセリングと同じですが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワーメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となります。D V被害女性支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいます。

## 2 事業の実績

(1)DV関係精神保健相談

#### ①被害者

	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	2	1	0	1	3	4	1	1	3	4	2	3	25
25来所相談	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
計	2	1	0	1	3	5	1	1	3	4	2	4	27

#### ②加害者

	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 月	計
電話相談	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	4
来所相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	4

#### (2)DV被害者グループミーティング(月別参加者数)

	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 月	計
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

# 9 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年(1980年)から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っています。

### 1 事業の内容

- (1)思春期精神保健対策専門研修会の開催
- (2)思春期精神保健相談窓口の開設

#### 2 事業の実績

(1)思春期精神保健対策専門研修会(医療·保健·福祉·教育·行政関係者対象)

例年、県内の医療・保健・福祉・教育・行政等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できる内容で企画していますが、今年度はコロナ禍が子どもの心と体に及ぼす影響や今後の対応、子ども・若者に寄り添う方法を学ぶことをテーマに、オンライン開催しました。

期日·場所	内容	参加人数
1月19日(水) オンライン (WebexMeetings)	託麻台リハビリテーション病院 理事長 平田好文 氏 「コロナ禍におけるこころと身体の健康~今、こどもたちに伝えたいこと~」	116機関

#### (2)思春期精神保健相談(再掲)

精神科医師、臨床心理士等が不登校、ゲーム依存、摂食障害、自傷行為、家庭内暴力等の相談にあたっています。相談件数は下表のとおりです。

	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 月	計
電話相談	2	18	24	16	21	21	24	17	19	17	20	17	216
来所相談	0	1	2	2	3	3	1	1	1	1	4	0	19
計	2	19	26	18	24	24	25	18	20	18	24	17	235

# 10 自殺対策推進事業

全国の自殺者が平成23年(2011年)には14年連続で3万人を超える状態が続くなど、自殺問題は全国的に大きな社会問題となり、自殺対策は自殺の発生やその背景(年齢層、性別、産業構造等)に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされています。

本県においても、平成 19 年度(2007 年度)から 3 カ年厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組み、「広報」 「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開してきました。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、①自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会 ②自死遺族グループミーティング ③自死遺族相談 ④自殺予防電話相談 等を行っています。

また、平成 21 年度(2009 年度)から内閣府「地域自殺対策緊急強化基金事業」として、①ゲートキーパー養成研修 ②自殺関連問題相談支援研修を追加し地域で自殺対策に取り組む人材の育成に努めています。さらに平成 26 年度 (2014 年度)からは地域における自殺対策の企画研修も実施しています。

また、平成25年度(2013年度)からは生きづらさを抱える若者への支援として、福祉・教育・医療・雇用等の関係機関と連携を行い、途切れない支援を行えるよう臨床心理士及び精神保健福祉士による相談支援体制を強化しました。

なお、基金事業は平成 26 年度(2014 年度)で終了し、平成 27 年度(2015 年度)からは新たな補助金を活用して、 事業を継続して実施しています。

#### 1 **自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会**(「3 教育研修」の項に詳細を掲載)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、 自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的とし て研修会を開催しています。

#### **2 自死遺族グループミーティング**(「4 普及啓発」の項に詳細を掲載)

大切な方を自死で亡くされた方々に対し、悩みや苦しみを分かち合う場を提供するとともに、専門スタッフがご遺族の支援をするミーティングを平成20年度(2008年度)から奇数月の第4木曜日に開催しています。また、平成27年度(2015年度)から、偶数月の第4木曜日は「地域版ミーティング」として県内各保健所で開催しています。

#### 3 自死遺族相談

自死遺族の個別相談窓口を開設し、専任の公認心理師が相談にあたっています(毎月第2木曜日、偶数月第4木曜日)。また、6月、8月、10月、12月、2月は出張個別相談日を設けています。

#### 4 九州沖縄一斉電話相談

9月9日の世界自殺予防デーから1週間の「自殺予防週間」に合わせ、9月13日~17日の5日間、通常午前9時から午後4時までの電話相談時間を午前9時から午後7時まで延長して実施しました。自殺予防週間の電話相談件数は185件です。

## 5 ゲートキーパー養成研修(「3 教育研修」の項に詳細を掲載)

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインに気づき、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を開催しています。

# 11 精神医療審査会

平成 14 年度(2002 年度)から、精神保健福祉法の一部改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っています。

なお、平成 24 年度(2012 年度)からは、熊本市の政令市移行により新たに熊本市こころの健康センターが設置されたことに伴い、措置入院者の一部を除き、熊本市内の医療機関入院者分は熊本市精神医療審査会が対応し、県は熊本市外の医療機関入院者分の審査に対応しています。

また、審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応しています。

# 1 報告書等の審査状況

審査項目	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2 月	3 月	計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

審査項目	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2 月	3 月	計
措置入院者の定期病状 報告書	1	2	3	7	4	9	1	3	6	2	6	6	50
医療保護入院者の定期 病状報告書	144	130	114	134	137	148	98	163	105	153	152	127	1,605
医療保護入院者の入院 届	166	204	139	242	211	194	184	235	235	250	211	170	2,441
計(審査件数)	311	336	256	383	352	351	283	401	346	405	369	303	4,096

#### 2 退院請求等の審査状況

審査項	目	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3 月	計
退院請求のみ	審査	2	1	4	1	3	2	2	3	1	3	1	2	25
返院調水のみ	取下	1			1		1		2		1			6
退院請求及び	審査			3									2	5
処遇改善請求	取下													
処遇改善請求	審査													
处通以普朗水	取下													
計	審査	2	1	7	1	3	2	2	3	1	3	1	4	30
āl	取下	1			1		1		2		1			6

# 12 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成 14 年度(2002 年度)から、精神保健福祉法の一部改正により、自立支援医療費(精神通院)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っています。(月 2 回の開催)

# 〇 判定件数

<u> </u>													
判定項目	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2 月	3 月	計
自立支援医療申請	1,754	1,851	1,779	1,940	2,081	1,564	2,025	1,670	1,400	1,776	1,880	1,847	21,567
精神障害 者保健福 祉手帳	468	487	434	493	526	431	541	469	431	506	514	446	5,746

# 13 ひきこもり地域支援センター事業

平成 12 年度(2000 年度)より、ひきこもり対策事業に取り組んでいますが、平成 27 年(2015 年)4 月からは、精神保健福祉センター内に設置された「熊本県ひきこもり地域支援センター"ゆるここ"」で、ひきこもりに悩んでいる当事者やご家族からの相談に対応しています。専用の相談電話を設置し、専属のひきこもり支援コーディネーター2 名、市町村等支援員2名、兼務の臨床心理士 1 名を配置して対応しています。

支援の対象は、主な要因が精神疾患ではないひきこもり状態にある方で、家族以外との交流を長く避けている本人及び家族、その支援者の方々で、原則熊本市外に在住の概ね 18 歳以上の方です。

# 1 相談支援

## (1)来所相談

#### ○総件数

	男	女	計
延数	71	64	135
実数	29	14	43

#### ○相談者内訳

	本人	本人以外	機関	計
延数	78	52	5	135
実数	22	19	2	43

#### (2)訪問、同行での対応

#### ○総件数

	男	女	計
延数	12	2	14
実数	8	2	10

#### ○相談者内訳

	本人	本人以外	機関	計
延数	3	1	10	14
実数	1	1	8	10

# (3)電話相談(手紙での対応を含む)

#### ○総件数

	男	女	不詳	計
延数	258	124	4	386
実数	74	25	4	103

#### ○相談者内訳

	本人	本人以外	機関	計
延数	190	120	76	386
実数	29	48	26	103

# (4)年代の内訳(実数)

10代	20代	30代	40 代	50代	60 代以上	不詳	計
10	36	26	32	6	1	7	118

# (5)機関からの相談・技術支援(対象者のないもの)

電話	来所	訪問	合計
10	9	93	112

# (6) 居住地の内訳(実数)

保健所	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	人吉	水俣	天草
相談者数	17	5	28	6	11	10	8	5	2	10

保健所圏 域計	熊本市内	熊本県外	不詳	総計
102	11	2	3	118

# 2 出張相談会の開催

来所が困難な相談者に対し地域での相談会を実施するとともに、各市町村の相談窓口との連携を図り、相談者が身近な地域でサポートが受けられる体制作りを目指しています。

令和 3 年度(2021年度)は 16 回の相談会を計画し、そのうち予約のあった 8 回について相談対応を行いました。

	日程		地域		日程		地域
1	7月16日	(金)	<b>学</b> 見. エタ	9	7月2日	(金)	八代
2	1月21日	(金)	荒尾·玉名	10	12月10日	(金)	7.10
3	8月27日	(金)	山鹿	11	9月29日	(水)	人吉 · 球磨
4	10月29日	(金)	菊池	12	2月18日	(金)	八口、冰焙
5	9月1日	(水)	阿蘇	13	7月28日	(水)	水俣·芦北
6	2月25日	(金)	川東木	14	12月22日	(水)	小侠:卢北
7	10月8日	(金)	宇城·美里	15	7月9日	(金)	天草
8	12月3日	(金)	上益城	16	1月14日	(金)	人早 

#### 3 本人の集い

ひきこもり地域支援センターのひきこもり本人の集い"ゆるっとスペース CoCo"の参加者を対象に、自助グループ活動の場を提供しています。

#### (1)本人の集い「ゆるっとスペース"CoCo"」(通称:ゆるCoCo)

外出できるようになった本人の居場所として、他者との交流を図る場を設けています。

毎週金曜日開催の全ての方を対象にしているものと、毎月1回水曜日開催の女性を対象にしたものがあり、いずれも13時30分から行っています。

1 *h	金曜		水曜	総計
人数	男	女	(女)	全体
延べ	178	86	46	310
実	10	4	6	16

	開催日数	平均参加者数
金曜日	45 日	5.9 人
水曜日	12 日	3.8 人

利用者年代	20 代	30代	40 代	50 代	計
実人数	6	4	5	1	16

## (2)スペース開放(月曜グループ)

ゆるCoCo利用者を対象に、毎週月曜日(休日の場合は翌日)14時からゆるCoCoの部屋を開放しています。

人数	男	女	合計
延べ	22	15	37

#### 4 家族セミナー

家族が孤立するのを防ぎ、悩みを共有したり対応を学ぶ場を設けています。

令和3年度 開催日	内 容	参加人数
4月28日(水)	「誰もが安心して暮らせるために」	3
6月16日(水)	「本人を支える家族のかかわり」	5
8月18日(水)	「家族のこころとからだのメンテナンス~セルフケア~」	5
10月20日(水)	「先輩家族からのメッセージ」	9
12月15日(水)	「よりよいコミュニケーション」	4
2月16日(水)	「ひきこもり経験者からのメッセージ」	6

# 5 一般向け講演会

「ひきこもりを知り、できることを見つける」(参加者53人)

開催日: 令和3年11月6日(土)

講 師: 境 泉洋 氏 (宮崎大学教授)

場 所: 〈まもと県民交流館パレア

#### 6 支援者向け研修会

(1) 令和3年度(2021年度)熊本県ひきこもり支援者地域研修会

事例検討を題材にした小規模の研修会で、合計 29 人の参加がありました。

第1回 水俣会場(水俣保健所) 7月28日(水) 14:00~16:30

第2回 阿蘇会場(阿蘇地域振興局) 9月 1日(水) 14:00~16:30

第3回 人吉会場(中小企業大学校人吉校) 9月29日(水) 14:00~16:30

第4回 熊本会場(精神保健福祉センター) 10月27日(水) 9:30~12:00

第5回 同上 14:00~16:30

#### (2)「家族支援からはじめる本人支援」(参加者66人)

開催日: 令和3年11月5日(金)

講 師: 境 泉洋 氏 (宮崎大学教授)

場 所: 〈まもと県民交流館パレア

## 7 ひきこもりサポーター養成講座

平成 27 年度(2015 年度)に支援者を対象とした講座を開催しましたが、熊本地震をはさみ、サポーター派遣事業のある市町村も無いことなどから、平成 28 年度(2016 年度)以降令和元年度(2019 年度)まで開催していませんでした。今年度の市町村等支援員の配置を受け、令和 2 年度(2020 年度)下期から令和 4 年度(2022 年度)にかけて、市町村がサポーター養成を行う場合のモデル提示も兼ね、地域の支援者(民生委員含む)を対象に県下全保健所 10 圏域で開催することとしました。令和 3 年度(2021 年度)は、以下の6保健所管内の市町村を対象に実施しています。合計86人の方が受講され、そのうち66人の方がサポーターへの登録に同意されました。

対 象:対象保健所管内の市町村職員、社協職員、民生委員・児童委員、ひきこもり支援関係機関・団体職員等

<御船保健所管内> 上益城地域振興局大会議室 9月 9日(木)、 9月15日(水)

<八代保健所管内> 八代地域振興局大会議室 10月 1日(金)、10月 7日(木)

<有明保健所管内> 玉名地域振興局大会議室 10月11日(月)、10月22日(金)

<菊池·山鹿保健所管内> 菊池地域振興局大会議室 11月15日(月)、 11月24日(水)

<天草保健所管内> 天草地域振興局大会議室 12月 1日(水)、12月 2日(木)

#### 8 ひきこもリピアサポーター活動

平成 27 年度(2015 年度)から、「ひきこもり本人の集い」利用者を対象に、①体験発表②居場所運営サポート③面談・訪問支援などのピアサポート活動に関心がある方をピアサポーターとして養成しており、当センター主催の研修の他、県内各地から依頼があった関係事業へ派遣を行い、主に体験発表を通しての啓発活動を行っています。

令和 3 年度(2021年度)も延べ 13 人の方が活動を行いました。

#### (1)体験発表による啓発活動

活動日	主催機関・内容	会場	派遣人数
7月8日	令和3年度熊本大学保健学科看護学生地域実習	精神保健福祉センター	1
9月15日	サポーター養成講座(御船保健所管内)	上益城地域振興局	1
12月22日	九州ルーテル学院大学	精神保健福祉センター	1
2月7日	水俣市ひきこもり理解のための市民講座(zoom)	精神保健福祉センター	1
2月16日	家族セミナー	精神保健福祉センター	1
2月22日	熊本市医師会看護専門学校研修	精神保健福祉センター	1
3月2日	九州看護福祉大学保健師過程学生実習	精神保健福祉センター	1

# (2)個別面談等対応

本人への手紙送付での支援を5回、体験談の原稿提供を1回行いました。

# 9 研修講師

当センターや他機関が開催する研修会において講師としてひきこもり地域支援センターの取り組みや支援に関する話をすることにより、啓発や支援者養成に寄与するとともに、関係機関との連携を図っています。

# 主な派遣先

日付	内容	場所
11月15日	生活困窮者自立相談支援事業相談支援員研修会	Zoom 録画
12月27日	水俣市ひきこもり支援研修会	水俣市もやい館
1月6日	山都町民生委員·児童委員研修会	山都町千寿苑
2月7日	水俣市ひきこもり理解のための市民講座	Zoom
2月15日	小国郷福祉講演会(3月放映分録画)	Zoom 録画
3月4日	山鹿市障がい者就労支援部会研修	Zoom
3月22日	益城町民生委員・児童委員研修会	益城町役場

# 10 啓発·情報発

- (1)ホームページでの情報発信
- (2)市町村広報
- (3)各種研修会等での業務説明・リーフレット配布

# 啓発資料

配布開始年度	啓発資料名	改訂状況
H25(2013)作成	"ゆるっと"いこう	R2(2020)
H27(2015)作成	ひきこもり相談窓口	H29(2017)
H29(2017)作成	「ひきこもり」とは?	_
R3(2021)購入	「ひきこもり」に悩んでいる方へ	_

# 14 被災者のこころのケア

# (熊本地震被災者支援事業 · 令和 2 年 7 月豪雨災害支援)

平成 28 年(2016 年)4 月 14 日の前震(震度 7 M6.5), 4月16日の本震(震度 7 M7.3)の大規模災害 (熊本地震)が 2 回あり、甚大な災害が起こりました。当センターでは、災害ストレスにより新たに惹起された精神的 問題を抱える住民への対応に追われましたが、平成 28 年(2016 年)10 月に熊本こころのケアセンターが開設された以降は、災害被災者の直接的な相談支援は減少しました。平成 30 年度(2018 年度)からは熊本こころの ケアセンターと協働した活動となりました。

令和2年(2020年)7月3日から8日にかけて九州地方の広域な地域で線状降水帯が発生し、熊本県南部を中心に土砂崩れが多発。人吉・球磨地域においては1級河川の球磨川やその支流が氾濫し、流域の5市町村に甚大な水害をもたらしました。

死者数は 65 名、行方不明者は 2 名という熊本地震による直接死の数に匹敵するほどの災害であり、熊本県精神保健福祉センターは災害対策本部や各地域活動拠点本部での活動や DPAT 活動を行いました。7 月 28日に DPAT 活動が終了した後、同日に熊本こころのケアセンターと協働して熊本こころのケアチームを立ち上げ、引き続き被災圏域の支援者・被災者支援を行っています。

#### 1 技術支援

#### (1)個別ケースの処遇についての技術指導・援助

来所	電話	検討会	アウトリーチ	計
0	8	0	7	1 5

#### (2)関係機関の事業等への技術指導・援助(助言)

来所	電話検討会		計
1	1 6	0	1 7

#### (3)関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

保健所	市町村	市町村 巡回相談(地域支え合 い支援センター)		計
0	2	11	0	13

#### 2 災害対応人材育成

被災地市町村職員、支え合い支援センター職員など災者支援を行う人材育成研修会を開催しました。

月日	場所	内 容	参加者数
11月17日	八代地域振興局	サイコロジカル・ファーストエイド(PFA) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	33
11月18日	熊本県庁	サイコロジカル・ファーストエイド(PFA) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	48
12月8,9日	熊本県庁	サイコロジカル・リカバリースキル(SPR) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	32
9月28日	全国センター長会	災害時のこころのケアチームについて	69

# 15 新型コロナウイルス感染症相談支援事業

令和2年(2020年)4月に新型コロナウイルス感染拡大のため緊急事態宣言も発令され、日本が世界が感染症の恐怖や様々な不安に翻弄され2年が経過しました。熊本でも感染者の拡大、クラスター、医療体制の崩壊の危機等、日々ストレスにさらされる状態が続きました。

その中で、当センターでは新型コロナウイルス感染症に対するこころのケア窓口としての役割を果たしています。 特に、来所が困難なケースに対しては、心理士による電話相談も実施しています。

#### 令和3年度新型コロナウイルス感染に関する電話相談件数

	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2 月	3 月	計
人数	54	77	92	91	112	96	54	49	31	77	75	70	878

## Ⅲ 学会·研究会活動報告

# 1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和58年(1983年)に発足し、年1回の学会を開催しています。当センターは本会の事務局窓口を担当し、企画・運営に協力しています。

今年度は、第 36 回熊本アルコール関連問題学会として、令和 3 年(2021 年)11 月 27 日(月)に、 オンラインにて開催しました。参加者は 57 回線(88 名) でした。

- (1) 総会
- (2) 講演 「琉球病院と総合病院のアルコール連携と介入」
  「クライシス・プランの紹介と実践」 琉球こころのクリニック院長 大鶴 卓 氏

# 2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成4年(1992年)に発足しました。当センターは本研究会の事務局を担当し、年1回の研修会開催に関する企画・運営に協力しています。

第 37 回熊本精神科リハビリテーション研究会総会及び研究会は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、中止となりました。

# 3 第56回全国精神保健福祉センター研究協議会

全国精神保健福祉センター研究協議会は、毎年度全国の精神保健福祉センターの持ち回りで開催されています。令和3年度(2021年度)においては、新型コロナウイスル感染症の感染拡大を踏まえ、ハイブリッド方式での開催(事務局:東京都)になりました。

当センターからは「令和2年7月豪雨災害後の熊本こころのケアチーム活動について」という演題発表を行いました。

# 4 九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会

九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会は、毎年度九州管内の精神保健福祉センターの持ち回りで開催されているが、令和 3 年度(2021 年度)においては、新型コロナウイスル感染症の感染拡大を踏まえ、所長会議は WEB 開催、研究協議会は書面開催となりました。

所長会議(WEB 開催、主催:福岡県)

日 時: 令和 3 年(2021年) 2 月 4 日(木)13:30~15:00

内 容: 九州ブロック精神保健福祉センター所長会議等の開催について 新型コロナウイルス対策での精神保健福祉センターの役割について

## 精神保健福祉センター運営要領

平成8年1月19日 健医発第57号 各都道府県知事·各指定都市市長宛 厚生省保健医療局長通知

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。) 第 6 条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 53 条第 1 項及び法第 45 条第 1 項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

#### 1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

#### 2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有するものであること。)

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうちに精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

#### 3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び 提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療(精神通院医療) 及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的 な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

#### (1)企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、 社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に 関する提案、意見具申等をする。

#### (2)技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

#### (3)人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

#### (4)普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

#### (5)調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

#### (6)精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

#### (7)組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8)精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。 また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9)自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行うものとする。

#### 4 その他

- (1)センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療(精神通院医療)費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3)その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。